号と標柱四八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

佐賀県神埼市神埼町志波屋字四の角三三九八、三四〇〇の二、三四〇一、三四〇三、三四〇五の二、三四〇六の一、三四〇八、三五八六の一四、三三九八地先・三四〇一地先（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び神埼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百四十六号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月二日

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二四六二号	井上啓太郎	東京都	令和七年八月十五日	鹿児島水先区
第二四六三号	若狭　健	埼玉県	令和七年八月十五日	釧路水先区

国土交通大臣　中野　洋昌

○国土交通省告示第八百四十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年八月十八日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月二日

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5820号	持運び式ガス検知器（複合型のもの）	ＧＸ―9000	理研計器株式会社	東京都板橋区小豆沢二丁目7番6号
第5821号	〃	ＧＸ―9000Ｈ	〃	〃

国土交通大臣　中野　洋昌

○国土交通省告示第八百四十八号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和七年八月十三日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月二日

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5024号	個人装具（安全灯及びおのを除く。）	デュアルガード防火衣セット	株式会社赤尾	防火衣上着及び手袋の生地の変更

国土交通大臣　中野　洋昌

○国土交通省告示第八百四十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和七年八月十三日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月二日

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5049号	救命胴衣灯	ＬＦ―52	日本船燈株式会社	電子部品及び電子回路の仕様の追加

○海上保安庁告示第二十一号

航路標識の設置、廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和七年九月二日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

名称	博多港第三区愛宕浜沖工事区域Ｃ浮標
位置	
所在地	福岡県博多港第三区（博多港西防波堤北灯台の西南西方約五・三キロメートル）
北緯	三三―三六―〇一
東経	一三〇―一九―四五
塗色及び構造	黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形
設置年月日	令和七年五月二十一日
記事	一　この浮標の上部に簡易な灯火（黄色）が設置されている。 二　九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所管理
名称	博多港第三区愛宕浜沖工事区域Ａ浮標
位置	
所在地	福岡県博多港第三区（博多港西防波堤北灯台の西南西方約五・一キロメートル）
北緯	三三―三六―一四
東経	一三〇―一九―四五
塗色及び構造	黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形
設置年月日	令和七年五月二十三日
記事	一　この浮標の上部に簡易な灯火（黄色）が設置されている。 二　九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所管理
名称	博多港第三区愛宕浜沖工事区域Ｂ浮標
位置	
所在地	福岡県博多港第三区（博多港西防波堤北灯台の西南西方約四・二キロメートル）
北緯	三三―三六―一四
東経	一三〇―二〇―二六
塗色及び構造	黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形
設置年月日	令和七年五月二十七日
記事	一　この浮標の上部に簡易な灯火（黄色）が設置されている。 二　九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所管理
名称	舞鶴クレインブリッジ橋梁灯（Ｃ一灯）
位置	
所在地	京都府舞鶴港第三区（舞鶴クレインブリッジ南側面中央）
北緯	三五―三〇―三五
東経	一三五―二三―一六
廃止年月日	令和七年五月二十二日
名称	舞鶴クレインブリッジ橋梁灯（Ｃ二灯）
位置	
所在地	京都府舞鶴港第三区（舞鶴クレインブリッジ北側面中央）
北緯	三五―三〇―三五
東経	一三五―二三―一六
廃止年月日	令和七年五月二十二日
名称	舞鶴クレインブリッジ橋梁灯（Ｐ一灯）
位置	
所在地	舞鶴クレインブリッジ橋梁灯（Ｃ一灯）の西北西方約一八〇メートル
北緯	三五―三〇―三七
東経	一三五―二三―一〇
廃止年月日	令和七年五月二十二日
名称	舞鶴クレインブリッジ橋梁灯（Ｐ二灯）
位置	
所在地	舞鶴クレインブリッジ橋梁灯（Ｃ二灯）の西北西方約一八〇メートル
北緯	三五―三〇―三八
東経	一三五―二三―一〇
廃止年月日	令和七年五月二十二日